

後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書

平成 18 年 6 月に成立した医療制度改革関連法により、本年 4 月から 75 歳以上の高齢者を対象とした後期高齢者医療制度が実施された。

この制度は、高齢者に新たな負担が生じること、年金から保険料が強制的に徴収されること、2 年ごとに保険料が見直しされること、などの多くの問題を含んでいる。

高齢者の生活は日々厳しさを増しており、長年の社会貢献者にふさわしい、安心して医療を受けることができる安定した社会保障制度の確立が求められている。

今回実施された後期高齢者医療制度は真に必要とされた社会保障制度ではなく、一方的に高齢者に新たな負担を求め、差別するものであることから、廃止を強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

2008 年（平成 20 年）6 月 18 日

高 砂 市 議 会